









## 木造住宅耐改修助成事業の概要

#### 1 事業対象の木造住宅 (全てに該当することが必要です。)

- 口 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
- ロ 在来軸組構法又は伝統的構法で造られていること。
- ロ 階層が2階以下で、延べ床面積が30㎡以上であること。
- ロ 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること。
- ロ 耐震改修設計を行う場合は、一般診断法による上部構造評点 (※)が1.0未満であること。

耐震改修に係る設計費 及び工事費に対する 助成制度です。

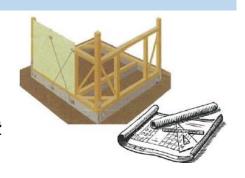
口 耐震改修工事を行う場合は、耐震改修設計時の精密診断法による上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。また、申請年度の2月末までに工事が完了すること。

(※)上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。(下表参照)

上部構造評点	判定		
1.5以上	倒壊しない。		
1.0以上~1.5未満	一応倒壊しない。		
0.7以上~1.0未満	倒壊する可能性がある。		
0.7未満	倒壊する可能性が高い。		

### 2 事業対象者(全てに該当することが必要です。)

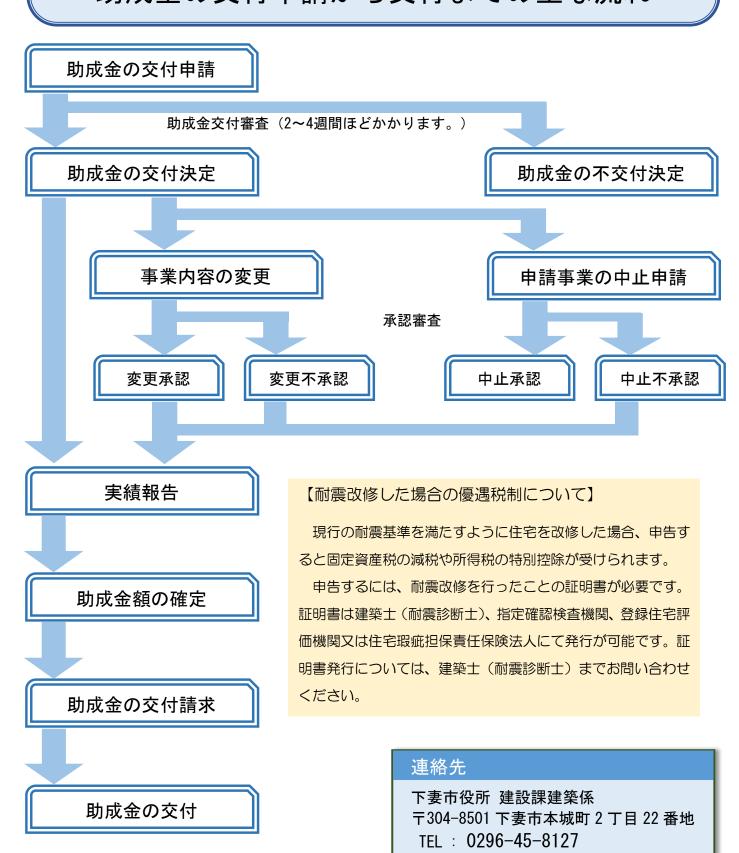
- ロ 住宅を所有し、自己の居住の用に供すること。
- ロ 市内の業者と請負契約を締結すること。
- ロ 申請人及びその世帯員の全てが市税等を滞納していないこと。
- ロ 耐震改修設計及び耐震改修工事の区分ごとに、今までに改修費助成を受けていないこと。



#### 3 助成割合等

区分	助成割合	助成限度額	予定件数
耐震改修設計	費用の1/3以内	10万円	建設課へお問い合わせ下さい。
耐震改修工事	費用の1/3以内	30万円	建設課へお問い合わせ下さい。

# 木造住宅耐震改修費助成事業 助成金の交付申請から交付までの主な流れ



FAX: 0296-43-2945